

四日市市告示 173号

さくらまつり等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月26日

四日市市長 森 智 広

さくらまつり等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

さくらまつり等事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和9年3月31日</u> に限りその効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。	附 則 (施行期日) 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和6年3月31日</u> に限りその効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

(シティプロモーション部 観光交流課)